

主な指摘事項 【通所介護】

区分	項目	内容	文書指摘件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	<p>契約書又は重要事項説明書等（以下「契約書等」）について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営の方針について記載すること。 ・営業日及び営業時間について、運営規程と重要事項説明書との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・通常の実施地域外に居住する利用者に対して送迎を行う場合の費用等について記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合（償還払い）について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・サービス利用に当たっての留意事項について記載すること。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることについて記載すること。 ・虐待の防止のための指針を整備することについて記載すること。 ・虐待の防止に関する研修を定期的に開催することについて記載すること。 ・虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置について記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・記録の保存期間について、サービス完結の日から5年間とすること。 	2件
運営	通所介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護計画について、サービスの実施状況については毎月記録を行っているものの、目標の達成状況の評価を行っていなかった。目標の達成状況についても評価しその内容を記録するとともに、利用者又は家族に説明を行うこと。 	1件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日及び営業時間について、運営規程と重要事項説明書との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・利用料金について、利用者負担額の記載が1割のみのため、2割、3割についても記載すること。 ・通常の事業の実施地域について、運営規程と重要事項説明書との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 	1件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての従業者について、職種・常勤・非常勤の別、兼務関係等について実態と異なるため、辞令書等を発出するなどしてその勤務体制を明確にすること。 	1件
運営	掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムにおいて重要事項を掲載すること。 	1件
介護給付費の算定及び取扱い	中重度者ケア体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該加算は、指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置する必要があるが、看護職員が配置されていない時間帯のある日が見受けられた。過去5年間の当該加算の状況について自主精査し、過誤調整等必要な措置を講じること。 	1件

計7件